

鹿児島県農政部 調査・測量・設計業務共通仕様書 改定新旧対照表（令和6年10月）

改 定 後	現 行
<p style="text-align: center;">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>地質・土質調査業務共通仕様書 目次</p> <p>第1-1条～第1-39条 [略]</p> <p>第1-40条 環境負荷低減への取組</p> <p>第2-1条～第12-2条 [略]</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1-1条～第1-7条 [略]</p> <p>第1-8条 提出書類</p> <p>3 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。また、業務の情報を交換・共有するに当たっては、情報共有システムを積極的に活用することとし、「農業農村整備事業の情報共有システム活用要領」に基づくものとする。</p> <p>第1-9条 打合せ等</p> <p>4 監督職員及び受注者は、業務環境改善に努める。</p> <p>(1) ウィークリースタンスの実施</p> <p>ア 月曜日の休日明けを依頼の期限日としない。(マンデー・ノーピリオド)</p> <p>イ 水曜日の週1回以上は定時帰宅を心掛ける。(ウェンズデー・ホーム)</p> <p>ウ 金曜日等の休日前には依頼しない。(フライデー・ノーリクエスト)</p> <p>エ 昼休みや午後5時以降の打合せをしない。(ランチ・オーバー5・ノーミーティング)</p> <p>オ 定時間際、時後の依頼をしない。(イブニング・ノーリクエスト)</p> <p>(2) ワンデーレスポンスの徹底</p> <p>ア 質問・協議等に対する回答は「その日のうち」に実施する。</p> <p>イ 「その日のうち」とは、質問・協議等開始より1日（24時間）以内に回答することを原則とする。 (ただし、土・日曜等の閉庁日を除く)</p> <p>ウ 回答が困難な場合には、回答が必要な期限を確認したうえで、その「回答期限」を1日（24時間）以内に回答する。</p> <p>(3) ネクストミーティングの推進</p>	<p style="text-align: center;">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>地質・土質調査業務共通仕様書 目次</p> <p>第1-1条～第1-39条 [略]</p> <p>第1-40条 [新設]</p> <p>第2-1条～第12-2条 [略]</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1-1条～第1-7条 [略]</p> <p>第1-8条</p> <p>3 [新設]</p> <p>第1-9条 打合せ等</p> <p>4 [新設]</p>

鹿児島県農政部 調査・測量・設計業務共通仕様書 改定新旧対照表（令和6年10月）

改 定 後	現 行
<p>ア 次回協議日程を決めておくこと。</p> <p>イ 適切な工程管理など業務量の平準化を図る。</p> <p>(4) 遠隔臨場（WEB）会議の推進</p> <p>ア 「業務打合せ」や「検査」をWEBで実施する。</p> <p>イ 特に離島などの遠隔地は可能な限り協議により実施する。</p> <p>(5) 情報共有システム（ASP）の活用</p> <p>ア 業務効率化のため積極的な活用を推進するとともに、受発注者間の業務スケジュールを共有する。</p> <p>(6) 合同現地踏査の実施</p> <p>ア 受発注者合同で現地調査を行い、現地状況の意思疎通を図る。</p> <p>イ 実施する際は、業務の重要度により判断する。</p>	
<p>第1-10条～第1-16条 [略]</p>	<p>第1-10条～第1-16条 [略]</p>
<p>第1-17条 成果物の提出</p> <p>受注者は、設計図書で電子納品の対象業務と明示された場合には、「鹿児島県電子納品ガイドライン」及び「鹿児島県電子納品ガイドライン運用の手引き」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。</p>	<p>第1-17条 成果物の提出</p> <p>受注者は、設計図書で電子納品の対象業務と明示された場合には、「鹿児島県電子納品ガイドライン」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。</p>
<p>第1-18条～第1-31条 [略]</p>	<p>第1-18条～第1-31条 [略]</p>
<p>第1-32条 安全等の確保</p> <p>8 (4) 受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。</p>	<p>第1-32条 安全等の確保</p> <p>8 (4) [新設]</p>
<p>第1-33条～第1-37条 [略]</p>	<p>第1-33条～第37条 [略]</p>
<p>第1-38条 保険加入の義務</p> <p>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p>	<p>第1-38条 保険加入の義務</p> <p>2 [新設]</p>
<p>第1-39条 [略]</p>	<p>第1-39条 [略]</p>
<p>第1-40条 環境負荷低減への取組</p> <p>受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。</p> <p>2 オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械</p>	<p>第1-40条 環境負荷低減への取組</p> <p>[新設]</p>

鹿児島県農政部 調査・測量・設計業務共通仕様書 改定新旧対照表（令和6年10月）

改 定 後	現 行
<p>の利用等)</p> <p>3 プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用</p> <p>4 環境負荷低減に配慮したものの調達</p> <p>5 生物多様性に配慮した事業実施</p> <p>6 みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施</p> <p>第2章 地形，地質踏査</p> <p>第2-1条～第2-4条 [略]</p> <p>第3章 ボーリング調査</p> <p>第3-1条～第3-9条 [略]</p> <p>第4章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験</p> <p>第4-1条～第4-4条 [略]</p> <p>第4-5条 (2) 試験結果から各試験区間毎に注入圧力—注入量曲線を作成するものとする。</p> <p>第4-6条～第4-25条 [略]</p> <p>第5章 サウンディング</p> <p>第5-1条～第5-10条 [略]</p> <p>第5節 スクリューウエイト貫入試験 (旧スウェーデン式サウンディング試験)</p> <p>第5-11条～第5-16条 [略]</p> <p>第6章 サンプリング</p> <p>第6-1条～第6-5条 [略]</p> <p>第7章 解析等調査業務</p>	<p>第2章 地形，地質踏査</p> <p>第2-1条～第2-4条 [略]</p> <p>第3章 ボーリング調査</p> <p>第3-1条～第3-9条 [略]</p> <p>第4章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験</p> <p>第4-1条～第4-4条 [略]</p> <p>第4-5条 (2) 試験結果から各試験区間毎に注入圧力—注入量曲線を作成するものとする。</p> <p>第4-6条～第4-25条 [略]</p> <p>第6章 サウンディング</p> <p>第6-1条～第6-10条 [略]</p> <p>第5節 スクリューウエイト貫入試験 (スウェーデン式サウンディング試験)</p> <p>第5-11条～第5-16条 [略]</p> <p>第6章 サンプリング</p> <p>第6-1条～第6-5条 [略]</p> <p>第7章 解析等調査業務</p>

鹿児島県農政部 調査・測量・設計業務共通仕様書 改定新旧対照表（令和6年10月）

改 定 後	現 行
<p>第7-1条 [略]</p> <p>第7-2条 業務内容 解析等調査業務の内容は、次の各号に掲げる事項によるものとする。 (1) 既存資料の収集・現地調査 ア 関係文献等の収集と検討 イ 調査地周辺の現地踏査 (2) 資料整理とりまとめ ア 各種計測結果の評価及び考察 イ 異常データのチェック ウ 試料の観察 エ ボーリング柱状図の作成 (3) 断面図の作成 ア 地層及び土性の判定 イ 土質又は地質断面図の作成（断面図は着色するものとする） (4) 総合解析とりまとめ ア 調査地周辺の地形・地質の検討 イ 地質調査結果に基づく土質定数の設定 ウ 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定 エ 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験等が実施されている場合） オ 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討） カ 設計・施工上の留意点の検討（特に、盛土や切土を行う場合の留意点の検討）</p>	<p>第7-1条 [略]</p> <p>第7-2条 解析等調査業務の内容は、次の各号に掲げる事項によるものとする。 (1) 既存資料の収集・現地調査 ア 関係文献等の収集と検討。 イ 調査地周辺の現地踏査 (2) 資料整理とりまとめ ア 各種計測結果の評価及び考察 イ 異常データのチェック ウ 試料の観察 エ ボーリング柱状図の作成 (3) 断面図の作成 ア 地層及び土性の判定。 イ 土質又は地質断面図の作成。なお、断面図は着色するものとする。 (4) 総合解析とりまとめ ア 調査地周辺の地形・地質の検討。 イ 地質調査結果に基づく土質定数の設定。 ウ 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定。 エ 地盤の透水性の検討。（現場透水試験や粒度試験等が実施されている場合） オ 調査結果に基づく基礎形式の検討。（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討） カ 設計・施工上の留意点の検討。（特に、盛土や切土を行う場合の留意点の検討）</p>
<p>第7-3条 [略]</p>	<p>第7-3条 [略]</p>
<p>第8章 物理探査</p>	<p>第8章 物理探査</p>
<p>第8-1条～第8-6条 [略]</p>	<p>第8-1条～第8-6条 [略]</p>
<p>第9章 試掘坑</p>	<p>第9章 試掘坑</p>
<p>第9-1条～第9-4条 [略]</p>	<p>第9-1条～第9-4条 [略]</p>

鹿児島県農政部 調査・測量・設計業務共通仕様書 改定新旧対照表（令和6年10月）

改 定 後	現 行
第10章 試掘井, 揚水試験	第10章 試掘井, 揚水試験
第10-1条~第10-5条 [略]	第10-1条~第10-5条 [略]
第11章 土質試験	第11章 土質試験
第11-1条~第11-2条 [略]	第11-1条~第11-2条 [略]
第12章 岩石試験	第12章 岩石試験
第12-1条~第12-2条 [略]	第12-1条~第12-2条 [略]

鹿児島県農政部 調査・測量・設計業務共通仕様書 改定新旧対照表（令和6年10月）

改定後	現行
<p style="text-align: center;">測量業務共通仕様書</p> <p>測量業務共通仕様書目次</p> <p>第1条～第40条 〔略〕</p> <p>第41条 環境負荷低減への取組</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第8条 〔略〕</p> <p>第9条 提出書類</p> <p>3 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。また、業務の情報を交換・共有するに当たっては、情報共有システムを積極的に活用することとし、「農業農村整備事業の情報共有システム活用要領」に基づくものとする。</p> <p>第10条 打合せ等</p> <p>4 監督職員及び受注者は、業務環境改善に努める。</p> <p>(1) ウィークリースタンスの実施</p> <p>ア 月曜日の休日明けを依頼の期限日としない。(マンデー・ノーピリオド)</p> <p>イ 水曜日の週1回以上は定時帰宅を心掛ける。(ウェンズデー・ホーム)</p> <p>ウ 金曜日等の休日前には依頼しない。(フライデー・ノーリクエスト)</p> <p>エ 昼休みや午後5時以降の打合せをしない。(ランチ・オーバー5・ノーミーティング)</p> <p>オ 定時間際、時後の依頼をしない。(イブニング・ノーリクエスト)</p> <p>(2) ワンデーレスポンスの徹底</p> <p>ア 質問・協議等に対する回答は「その日のうち」に実施する。</p> <p>イ 「その日のうち」とは、質問・協議等開始より1日(24時間)以内に回答することを原則とする。 (ただし、土・日曜等の閉庁日を除く)</p> <p>ウ 回答が困難な場合には、回答が必要な期限を確認したうえで、その「回答期限」を1日(24時間)以内に回答する。</p> <p>(3) ネクストミーティングの推進</p> <p>ア 次回協議日程を決めておくこと。</p> <p>イ 適切な工程管理など業務量の平準化を図る。</p> <p>(4) 遠隔臨場(WEB)会議の推進</p>	<p style="text-align: center;">測量業務共通仕様書</p> <p>測量業務共通仕様書目次</p> <p>第1条～第40条 〔略〕</p> <p>第41条 〔新設〕</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第8条 〔略〕</p> <p>第9条 提出書類</p> <p>3 〔新設〕</p> <p>第10条 打合せ等</p> <p>4 〔新設〕</p>

鹿児島県農政部 調査・測量・設計業務共通仕様書 改定新旧対照表（令和6年10月）

改 定 後	現 行
<p>ア 「業務打合せ」や「検査」をWEBで実施する。</p> <p>イ 特に離島などの遠隔地は可能な限り協議により実施する。</p> <p>(5) 情報共有システム（ASP）の活用</p> <p>ア 業務効率化のため積極的な活用を推進するとともに、受発注者間の業務スケジュールを共有する。</p> <p>(6) 合同現地踏査の実施</p> <p>ア 受発注者合同で現地調査を行い、現地状況の意思疎通を図る。</p> <p>イ 実施する際は、業務の重要度により判断する。</p>	
<p>第11条～第17条 [略]</p>	<p>第11条～第17条 [略]</p>
<p>第18条 成果物の提出</p> <p>受注者は、設計図書で電子納品の対象業務と明示された場合には、「鹿児島県電子納品ガイドライン」及び「鹿児島県電子納品ガイドライン運用の手引き」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。</p>	<p>第18条 成果物の提出</p> <p>受注者は、設計図書で電子納品の対象業務と明示された場合には、「鹿児島県電子納品ガイドライン」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。</p>
<p>第19条～第31条 [略]</p>	<p>第19条～第31条 [略]</p>
<p>第32条 安全等の確保</p> <p>5 (4) 受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。</p>	<p>第32条 安全等の確保</p> <p>5 (4) [新設]</p>
<p>第33条～第37条 [略]</p>	<p>第33条～第37条 [略]</p>
<p>第38条 保険加入の義務</p> <p>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p>	<p>第38条 保険加入の義務</p> <p>2 [新設]</p>
<p>第39条～第40条 [略]</p>	<p>第39条～第40条 [略]</p>
<p>第41条 環境負荷低減への取組</p> <p>受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。</p> <p>2 オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）</p> <p>3 プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用</p> <p>4 環境負荷低減に配慮したものの調達</p>	<p>第41条 環境負荷低減への取組</p> <p>[新設]</p>

鹿児島県農政部 調査・測量・設計業務共通仕様書 改定新旧対照表（令和6年10月）

改 定 後	現 行
<p>5 生物多様性に配慮した事業実施</p> <p>6 みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施</p>	

鹿児島県農政部 調査・測量・設計業務共通仕様書 改定新旧対照表（令和6年10月）

改 定 後	現 行
<p style="text-align: center;">設計業務共通仕様書</p> <p>設計業務共通仕様書目次</p> <p>第1-1条～第1-38条 [略]</p> <p>第1-39条 環境負荷低減への取組</p> <p>第2-1条～第2-6条 [略]</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1-1条～第1-8条 [略]</p> <p>第1-9条 提出書類</p> <p>3 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。また、業務の情報を交換・共有するに当たっては、情報共有システムを積極的に活用することとし、「農業農村整備事業の情報共有システム活用要領」に基づくものとする。</p> <p>第1-10条 打合せ等</p> <p>4 監督職員及び受注者は、業務環境改善に努める。</p> <p>(1) ウィークリースタンスの実施</p> <p>ア 月曜日の休日明けを依頼の期限日としない。(マンデー・ノーピリオド)</p> <p>イ 水曜日の週1回以上は定時帰宅を心掛ける。(ウェンズデー・ホーム)</p> <p>ウ 金曜日等の休日前には依頼しない。(フライデー・ノーリクエスト)</p> <p>エ 昼休みや午後5時以降の打合せをしない。(ランチ・オーバー5・ノーミーティング)</p> <p>オ 定時間際、時後の依頼をしない。(イブニング・ノーリクエスト)</p> <p>(2) ワンデーレスポンスの徹底</p> <p>ア 質問・協議等に対する回答は「その日のうち」に実施する。</p> <p>イ 「その日のうち」とは、質問・協議等開始より1日(24時間)以内に回答することを原則とする。(ただし、土・日曜等の閉庁日を除く)</p> <p>ウ 回答が困難な場合には、回答が必要な期限を確認したうえで、その「回答期限」を1日(24時間)以内に回答する。</p> <p>(3) ネクストミーティングの推進</p> <p>ア 次回協議日程を決めておくこと。</p>	<p style="text-align: center;">設計業務共通仕様書</p> <p>設計業務共通仕様書目次</p> <p>第1-1条～第1-38条 [略]</p> <p>第1-39条 [新設]</p> <p>第2-1条～第2-6条 [略]</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1-1条～第1-8条 [略]</p> <p>第1-9条 提出書類</p> <p>3 [新設]</p> <p>第1-10条 打合せ等</p> <p>4 [新設]</p>

鹿児島県農政部 調査・測量・設計業務共通仕様書 改定新旧対照表（令和6年10月）

改 定 後	現 行
<p>イ 適切な工程管理など業務量の平準化を図る。</p> <p>(4) 遠隔臨場（WEB）会議の推進</p> <p>ア 「業務打合せ」や「検査」をWEBで実施する。</p> <p>イ 特に離島などの遠隔地は可能な限り協議により実施する。</p> <p>(5) 情報共有システム（ASP）の活用</p> <p>ア 業務効率化のため積極的な活用を推進するとともに、受発注者間の業務スケジュールを共有する。</p> <p>(6) 合同現地踏査の実施</p> <p>ア 受発注者合同で現地調査を行い、現地状況の意思疎通を図る。</p> <p>イ 実施する際は、業務の重要度により判断する。</p>	
<p>第1-11条～第1-16条 [略]</p>	<p>第1-11条～第1-16条 [略]</p>
<p>第1-17条 成果物の提出</p> <p>受注者は、設計図書で電子納品の対象業務と明示された場合には、「鹿児島県電子納品ガイドライン」及び「鹿児島県電子納品ガイドライン運用の手引き」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。</p>	<p>第1-17条 成果物の提出</p> <p>受注者は、設計図書で電子納品の対象業務と明示された場合には、「鹿児島県電子納品ガイドライン」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。</p>
<p>第1-18条～第1-36条 [略]</p>	<p>第1-18条～第1-36条 [略]</p>
<p>第1-37条 保険加入の義務</p> <p>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p>	<p>第1-37条 保険加入の義務</p> <p>2 [新設]</p>
<p>第1-38条 [略]</p>	<p>第1-38条 [略]</p>
<p>第1-39条 環境負荷低減への取組</p> <p>受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。</p> <p>2 オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）</p> <p>3 プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用</p> <p>4 環境負荷低減に配慮したものの調達</p> <p>5 生物多様性に配慮した事業実施</p> <p>6 みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施</p>	<p>第1-39条 環境負荷低減への取組</p> <p>[新設]</p>

鹿児島県農政部 調査・測量・設計業務共通仕様書 改定新旧対照表 (令和6年10月)

改 定 後	現 行
<p>第2章 設計業務</p> <p>第2-1条～第2-6条 [略]</p>	<p>第2章 設計業務</p> <p>第2-1条～第2-6条 [略]</p>

鹿児島県農政部 調査・測量・設計業務共通仕様書 改定新旧対照表（令和6年10月）

改 定 後

現 行

鹿児島県農政部調査・測量・設計業務共通仕様書 参考様式等集

鹿児島県農政部調査・測量・設計業務共通仕様書 参考様式等集

鹿児島県農政部調査・測量・設計業務共通仕様書 参考様式等集

鹿児島県農政部調査・測量・設計業務共通仕様書 参考様式等集

番号	参考様式等名
1	打合せ・協議記録簿
2	打合簿
3	土地立ち入り身分証明書
4	土地立ち入り通知書
5	検査日通知書
6	業務着手届
7	業務部分完了届
8	担当技術者届
9	担当技術者経歴書
10	担当技術者変更届
11	業務履行報告書
12	業務計画書記載要領
13	業務計画書記載例

番号	参考様式等名
1	打合せ・協議記録簿
2	土地立ち入り身分証明書
3	土地立ち入り通知書
4	検査日通知書
5	業務着手届
6	業務部分完了届
7	担当技術者届
8	担当技術者経歴書
9	担当技術者変更届
10	業務履行報告書
11	業務計画書記載要領
12	業務計画書記載例

鹿児島県農政部 調査・測量・設計業務共通仕様書 改定新旧対照表 (令和6年10月)

改 定 後

現 行

(様式2)

[新設]

様式2号

打 合 簿

年 月 日

(監督職員)

総括監督員

主任監督員

監督員

(受注者)

工事名 _____

発 議 者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者
発議事項	<input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> その他()
件 名	内 容
処 理 ・ 回 答	<p>上記について <input type="checkbox"/>承諾 <input type="checkbox"/>受理 <input type="checkbox"/>通知 <input type="checkbox"/>指示 <input type="checkbox"/>提示 <input type="checkbox"/>その他()します <input type="checkbox"/>回答予定日を設定します。 回答予定日： 年 月 日</p> <p>【回答】</p> <p>【中間】処理・回答日： 年 月 日 【最終】処理・回答日： 年 月 日</p>
受 注 者	<p>上記について <input type="checkbox"/>承諾 <input type="checkbox"/>協議 <input type="checkbox"/>報告 <input type="checkbox"/>提出 <input type="checkbox"/>届出 <input type="checkbox"/>その他()します <input type="checkbox"/>回答予定日を設定します。 回答予定日： 年 月 日</p> <p>【回答】</p> <p>【中間】処理・回答日： 年 月 日 【最終】処理・回答日： 年 月 日</p>

備考 打合せ毎に別葉とする。